財政用語解説

標準財政規模

地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量を示すもので、この数値が実質収支比率、実質公債費比率、経常収支比率などの基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となります。

経常収支比率

市税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充て ているかをみることで、財政の構造の弾力性を判断します。この比率が高くなるほど公共施設の 整備など投資的な経費に充てる財源がなくなり、財政運営が厳しくなります。

> 一般財源充当の経常的経費 市税などの経常一般財源 × 100

実質公債費比率

地方債制度が許可制から協議制に移行したことにより導入された財政指標で、公債費による財政負担の程度を示すものです。これまでの起債制限比率に反映されていなかった公営企業(特別会計を含む)の公債費への一般会計繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどの公債費類似経費を算入しています。この比率が18%を超えると、地方債の発行に許可が必要となります。

(元利償還金+公営企業債の元利償還に対する繰入 +債務負担行為に基づく支出等) - 算入公債費等 標準財政規模 - 算入公債費等

× 100

財政力指数

地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい 自力で調達できるかを表しており、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額を基準財政需 要額で除して得た数値の 3 ヵ年平均値をいいます。基準財政収入額が基準財政需要額を下回る 場合(「1.0」を下回る場合)は、それを補うために普通交付税が交付されます。

財政健全化団体

実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率(以下「健全化判断比率」) のうち一つでも早期健全化基準(実質公債費比率:25%)を超えてしまった場合、財政健全化団体 となり、財政健全化計画を定めなければなりません。財政健全化団体になると、歳出の抑制・歳入 の確保への取り組みや、一般単独事業債の発行が許可されないなど、行財政運営に一定の制約 がかかります。

財政再生団体

健全化判断比率のうち一つでも財政再生基準(実質公債費比率:35%)を超えてしまった場合、 財政再生団体となり、財政再生計画を定めなければなりません。財政再生団体になると、国の指揮・監督のもと行財政運営を行うこととなり、大幅に市民サービスが低下することになります。

プライマリーバランス

歳入総額から市債等の借入(借金)による収入を差し引いた金額と、歳出総額から公債費を差し引いた金額のバランスを見るもの。マイナス(赤字)ということは、市債を借り入れないと支出をまかなえないことを意味します。

トップランナー方式

国の経済・財政一体改革における自治体の行財政改革を促すための歳出効率化に向けた取組みの一つとして、普通交付税の算定において、業務改革が進んでいる自治体が民間委託等により達成した経費水準の内容を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組み。(平成28年度の算定から導入される。)